

令和2年度

事業報告書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、従来の相談業務・申立て手続き支援に加えて、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業を活用しながら、制度利用者への支援の拡充を図った。また、4月及び5月は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業実施の一部を見合わせたことで、各事業の実施件数の減少がみられた。6月以降は実績も回復し、感染症対策を行いながら事業計画に沿った運営に努めたが、11月頃から再び感染者数の増加がみられたため、事業の一部を中止、または、実施方法を工夫して行った。一方で、職員の研修はオンラインにより参加した。

10月には、成年後見制度利用促進基本計画に定める杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。今年度は、専門職団体及び相談機関・福祉関係団体ごとにそれぞれ専門部会を開催し、協議会の場において、特に成年後見人等の選任後の支援についてそれぞれの立場からの課題について意見交換を行い、地域連携ネットワークの推進のための課題を検討し、連携強化を図った。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和2年4月6日 午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和2年5月13日 午前9時から [報告事項] 令和元年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について</p>
理事会	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和2年4月13日 議案第1号 副理事長の選任について</p> <p>○ 第1回 令和2年4月28日予定 <u>※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言のため、第1回理事会は中止とした。</u></p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和2年4月28日 議案第2号 令和元年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第3号 令和元年度事業報告等に係る提出書類の承認について</p>

<p>理事会</p>	<p>議案第4号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について</p> <p>○ 第2回 令和2年11月予定 <u>※新型コロナウイルス感染者数の再びの増加傾向及び緊急に審議が必要な議案等のないため、第2回理事会を中止とし、書面送付により報告を行った。</u></p> <p>[報告事項] (1) 令和2年度上半期事業報告について (2) 令和2年度上半期における理事長の職務執行報告について</p> <p>○ 第3回 令和3年3月24日 午後6時から [決議事項] 議案第6号 令和3年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について 議案第7号 専門委員の選任について 議案第8号 苦情解決委員の選任について 議案第9号 運営委員会の委員の選任について 議案第10号 理事の選任及び社員総会への付議について 議案第11号 臨時社員総会の開催について 議案第12号 成年後見人等候補者紹介要綱の改正について 議案第13号 非常勤職員規則及び職員就業規則の改正について 議案第14号 育児・介護休業等に関する規則の制定について</p>
------------	--

<p>運営委員会</p>	<p>○ 第1回 令和2年4月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・監督109号 報酬付与申立てについて その他 ・新型コロナウイルス感染予防対策下における今後の運営委員会の運営について</p> <p>○ 第2回 令和2年5月15日予定 <u>※新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面による開催とし、専門委員への諮問の上、理事長が決議した。</u> 議事 事例審議 5件 法人後見事務審議 ・法人後見7号 初回報告について その他 ・令和元年度事業報告、令和2年度事業計画について</p> <p>○ 第3回 令和2年6月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見5号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議 ・監督120号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第4回 令和2年7月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件</p> <p>○ 第5回 令和2年8月7日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 後見監督事務審議 ・監督116号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第6回 令和2年9月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 9件</p> <p>○ 第7回 令和2年10月9日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・監督127号 初回報告について</p>
--------------	--

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回 令和2年11月13日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督117号 定期報告について ○ 第9回 令和2年12月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 8件 後見監督事務審議 ・ 監督118号 定期報告について ・ 監督122号 定期報告について ・ 監督126号に対する後見終了後の対応策について ・ 監督126号 終了報告について ・ 監督128号 初回報告について ○ 第10回 令和3年1月15日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 後見監督事務審議 ・ 監督112号 定期報告について ○ 第11回 令和3年2月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 ・ 監督123号 定期報告について ○ 第12回 令和3年3月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 2件 法人後見事務審議 ・ 法人後見2号 定期報告について 後見監督事務審議 ・ 監督129号 初回報告について ・ 監督109号 定期報告について ・ 監督124号 定期報告について その他 ・ 杉並区成年後見センター報酬助成に関する要綱の改正について
--------------	--

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し制度の普及啓発を図る。

事業項目	実施内容
講演会の実施	○ 講演会 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度の開催は見送った。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業は3年に1回実施しており、平成30年度の区民後見人等養成研修（基礎講座及び実務研修）において、研修修了者13名について区民後見人等候補者名簿への登録を行っているため、令和2年度は新たな養成は行っていない。

支援事業としては、「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」において、区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件として当法人が必要と認め実施した研修への参加を要件としているため、「区民後見人等候補者名簿登録者フォローアップ研修」を実施した。

また、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として活用する事業を行っており、法人後見支援員としての活動の他、当センターが行う周知活動の事業支援員としての活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容
区民後見人等の育成・支援	○ 登録更新に必要な研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 フォローアップ研修 日 時 令和2年9月26日（土） 午後2時～4時 内 容 「生活保護制度について」 講 師 杉並福祉事務所高円寺事務所 吉川 理恵 氏 出席者 22名 ・第2回 フォローアップ研修 日 時 令和2年12月19日（土）午後2時～4時 内 容 ①裁判所の動向～後見センターレポートの紹介～ ②区民後見人としての実践報告(2事例) 講 師 弁護士 原崎 千賀子 氏 発表者 区民後見人 2名 出席者 20名

<p>区民後見人等の育成・支援</p>	<p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 22名（令和3年3月31日現在） （登録者22名の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名 ・ 区民後見人養成研修修了者 21名 （平成21年度登録者2名、平成24年度登録者2名、平成27年度登録者4名、平成30年度登録者13名） <p>・ 登録者活動状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">区民後見人</td> <td style="text-align: right;">10名</td> </tr> <tr> <td>法人後見支援員</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td>事務支援員</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>事業支援員</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業生活支援員</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> </table>	区民後見人	10名	法人後見支援員	3名	事務支援員	2名	事業支援員	2名	地域福祉権利擁護事業生活支援員	3名		
区民後見人	10名												
法人後見支援員	3名												
事務支援員	2名												
事業支援員	2名												
地域福祉権利擁護事業生活支援員	3名												
<p>区民後見人等の育成・支援</p>	<p>・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 区民後見人受任状況</p> <p>当初受任件数 : 11件（前年度から継続の件数） 新規受任件数 : 5件 合計受任件数 : 16件 終了件数 : 1件（本人死亡による） 令和3年3月31日現在の合計受任件数 : 15件</p> <p>・ 区民後見人登録者のうち受任していない者の人数 12名 （未受任の登録者11名、被後見人の死亡による後見事務終了者1名）</p>	令和2年度		令和元年度		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数	6	5	6	6
令和2年度		令和元年度											
推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数										
6	5	6	6										

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行った。

また、前年度に引き続き区庁舎ロビーにおいて成年後見制度のパネル展示および概要の個別説明等の周知活動を行った。区民向けの催事や障害者、高齢者を対象とした催事

は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための催事の縮小、中止等の措置があり、周知活動は見合わせた。

これらの周知活動の実施に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った。

業項目	実施内容															
パンフレットの配布	<p>○ パンフレットの配布 ケア 24 や障害者地域相談支援センター等の区内関係機関へ配布を行い、より一層の成年後見制度と当センターの周知及び広報を行った。配付にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者本人向けに読みやすくした説明用パンフレット及び同パンフレットの点訳の配布を行った。 配付か所(区内) 95 か所 配付総数 2,115 部</p>															
周知活動	<p>○ 周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和2年6月1日(月)、2日(火)の2日間 ・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」 中止 ・「すぎなみフェスタ」へ成年後見制度のパネル展示で出展 令和2年11月7・8日(土・日) 桃井原っぱ公園 ※規模を縮小しての開催だったため、参加見合わせ ・障害者週間事業「ふれあいフェスタ」 中止 															
説明会・研修会等への対応	<p>○ 区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会からの要請に応じ、説明を行った。 (一般区民対象3回、関係機関対象3回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月 日</th> <th>内 容 等</th> <th>主 催・対 象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R2.6.6 中止</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と相談会</td> <td>東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R2.7.29</td> <td>認知症の方への権利擁護研修</td> <td>杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数	1	R2.6.6 中止	税理士による成年後見制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	—	2	R2.7.29	認知症の方への権利擁護研修	杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス	25
回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数												
1	R2.6.6 中止	税理士による成年後見制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	—												
2	R2.7.29	認知症の方への権利擁護研修	杉並区主催 ケア 24・ケアマガジヤ 介護保険サービス	25												

			事業者の新任職員	
3	R2. 11. 12	ケアマネジャー向け研修～事例検討会	ケア 24 松ノ木主催 地区ケアマネジャー等	13
4	R2. 11. 15	～若いうちから老い支度～「成年後見制度のしくみと手続きについて」	区内 NPO 法人主催 会員(一般区民)	10
5	R2. 11. 18	成年後見制度の概要と後見センターの役割	社会福祉協議会 新任職員等	9
6	R3. 2. 16	家族介護教室「成年後見制度のしくみと手続きについて」	ケア 24 松ノ木主催 一般区民	9

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、制度の必要性についてのスクリーニングの後、初回相談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談にも対応した。

また、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

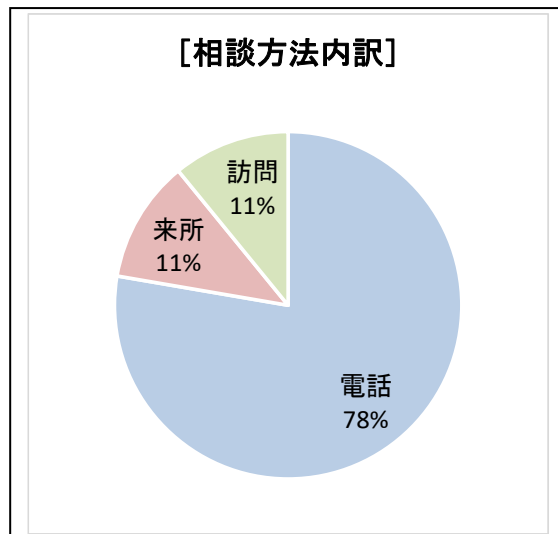
事業項目	実施内容																																													
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して6%の増加にとどまった。また、電話相談は増えているものの来所相談、訪問相談は減少しており、新型コロナウイルス感染予防対策等の影響と考えられる。</p> <p>相談対象者の構成比は、認知症が46%、精神疾患18%、知的障害8%、脳機能障害5%、高齢者14%、身体障害者2%、その他7%となっている。</p> <p>主な相談者の構成比は、本人、親族からの相談が27%（内訳は本人8%、親・子・配偶者10%、その他の親族9%）、関係機関からの相談は50%、後見受任者13%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位：件） ※下段（ ）は新規相談で内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>185</td> <td>202</td> <td>311</td> <td>302</td> <td>304</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(25)</td> <td>(40)</td> <td>(51)</td> <td>(52)</td> <td>(50)</td> <td>(60)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>339</td> <td>307</td> <td>315</td> <td>260</td> <td>256</td> <td>338</td> <td>3,431</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(52)</td> <td>(56)</td> <td>(35)</td> <td>(43)</td> <td>(48)</td> <td>(58)</td> <td>(570)</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	185	202	311	302	304	312	うち新規	(25)	(40)	(51)	(52)	(50)	(60)	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	339	307	315	260	256	338	3,431	うち新規	(52)	(56)	(35)	(43)	(48)	(58)	(570)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
相談件数	185	202	311	302	304	312																																								
うち新規	(25)	(40)	(51)	(52)	(50)	(60)																																								
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																							
相談件数	339	307	315	260	256	338	3,431																																							
うち新規	(52)	(56)	(35)	(43)	(48)	(58)	(570)																																							

相談事業
の実施

[相談方法 内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

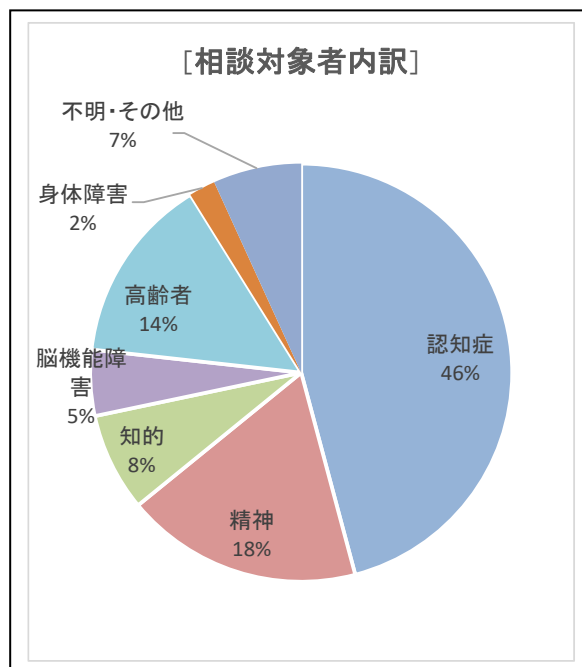
	2年度	元年度
電話	2,666 (491)	2,299 (402)
来所	391 (73)	477 (188)
訪問	374 (6)	445 (6)
計	3,431 (570)	3,221 (596)



[相談対象者内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

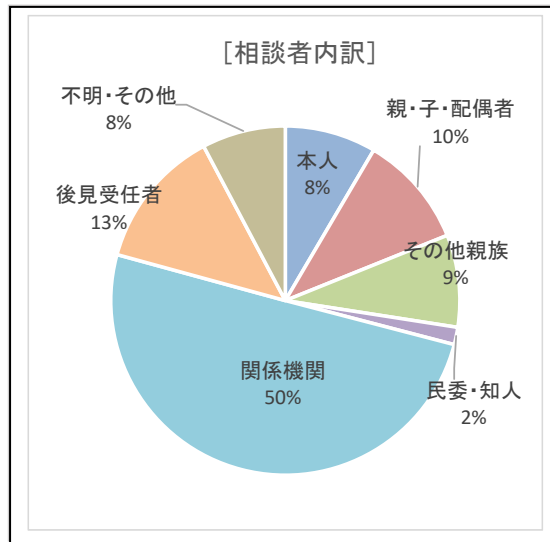
	2年度	元年度
認知症	1,574 (211)	2,194 (350)
精神疾患	624 (60)	396 (58)
知的障害	261 (28)	280 (21)
脳機能障害	175 (32)	
高齢者	495 (131)	206 (101)
身体障害者	70 (10)	
不明・その他	232 (98)	145 (66)
計	3,431 (570)	3,221 (596)



相談事業
の実施

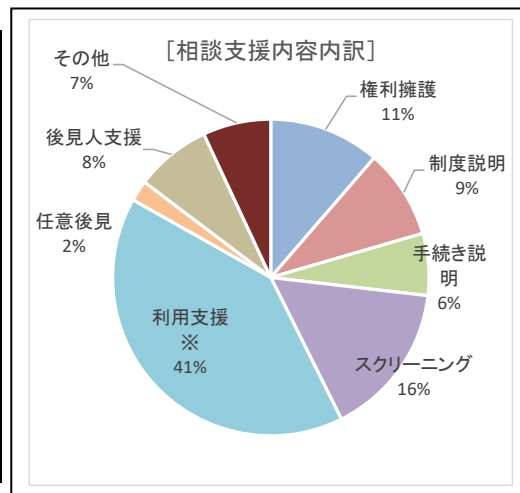
[相談者内訳] (単位：件数)

	2年度	元年度
本人	380	334
親・子・ 配偶者	469	468
その他親族	384	419
民委・知人	72	79
関係機関	2,254	2,387
後見受任者	584	526
不明・ その他	348	281
計	4,491	4,494



[相談支援内容内訳] (単位：件数)

	2年度	元年度
権利擁護	470	249
法定後見 制度説明	379	302
手続き説明	262	238
スクリーニング	654	203
利用支援 ※	1,678	2,202
任意後見	88	126
後見人支援	321	227
その他	288	113
計	4,140	3,660



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業の実施</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染予防対策のため、休日相談会はすべて中止となった。</p> <p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。 実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く） ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p> <p>[月別専門相談実施数] （単位：件数）</p> <table border="1" data-bbox="438 656 1458 837"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>118</td> </tr> </table> <p>※4月～5月は緊急事態宣言下のため実施せず。</p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	3	0	15	11	11	14		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	14	10	9	10	8	13	118
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	3	0	15	11	11	14																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	14	10	9	10	8	13	118																										
<p>申立て手続き支援の実施</p>	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="438 1055 1425 1328"> <tr> <td>申立て手続き支援の内容</td> <td>2年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,485</td> <td>1,905</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>83</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>36</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>74</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,678</td> <td>2,202</td> </tr> </table> <p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p> <table border="1" data-bbox="438 1370 1425 1462"> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>135人</td> <td>150人</td> </tr> </table>	申立て手続き支援の内容	2年度	元年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,485	1,905	書類作成支援	83	215	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	36	28	その他	74	54	合計	1,678	2,202		2年度	元年度	支援対象者人数	135人	150人								
申立て手続き支援の内容	2年度	元年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,485	1,905																															
書類作成支援	83	215																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	36	28																															
その他	74	54																															
合計	1,678	2,202																															
	2年度	元年度																															
支援対象者人数	135人	150人																															

申立て手続き支援の実施	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。(単位：件)							
	項目	内訳	2年度		元年度			
			推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数		
	第三者後見人等候補者紹介	弁護士	3	4	2	2		
		司法書士	23	26	31	25		
		社会福祉士	29	31	33	28		
		税理士	2	3	5	4		
		計	57	64	71	59		
	項目		2年度		元年度			
	鑑定医紹介		紹介件数		紹介件数			
		0		0				
	<p>※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。</p> <p>推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。</p> <p>※ 令和2年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。</p> <p>資料1では、第三者後見人等候補者の推薦57件に加え、区民後見人の推薦6件、家裁一任1件、合計64件の審議状況を記載している。</p>							
職員研修の実施	○ 区民等からの相談に対して、相談業務・申立て手続き支援業務においてより的確な対応ができるよう、また、公益社団法人として法人の運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。							
	<p>・内部研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理等研修</td> <td> <p>法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。</p> <p>①任意後見契約公正証書作成に関する実務上の諸問題 日時：令和2年11月17日 講師：杉並公証役場 公証人</p> <p>②「障害者総合支援法」と杉並区の障害者施策について 日時：令和3年2月26日 講師：杉並区障害者施策課 係長</p> </td> </tr> </tbody> </table>					区分	研修内容等	法律・財産管理等研修
区分	研修内容等							
法律・財産管理等研修	<p>法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。</p> <p>①任意後見契約公正証書作成に関する実務上の諸問題 日時：令和2年11月17日 講師：杉並公証役場 公証人</p> <p>②「障害者総合支援法」と杉並区の障害者施策について 日時：令和3年2月26日 講師：杉並区障害者施策課 係長</p>							

<ul style="list-style-type: none"> 外部研修 	研修内容	主催	参加人数
	推進機関テーマ別研究会議	東京都社会福祉協議会	2
	推進機関フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1
	利用促進体制整備 基礎研修	全国社会福祉協議会	2
	利用促進体制整備 応用研修	全国社会福祉協議会	3
	成年後見地域連携ネットワーク会議	東京都保健福祉局	2
	専門職・専門職団体との連携のあり方を考える	東京都社会福祉協議会	2
	利用推進計画に係る家裁との連絡会	東京都社会福祉協議会	1
	利用者支援区市町村連絡会	東京都社会福祉協議会	2
	困難事例対応従事者研修	杉並区在宅医療・生活支援センター	3
	新任研修	東京都社会福祉協議会等	1
	同一労働同一賃金への対応に向けて	東京都産業労働局	2
	ハラスメント研修	杉並区社会福祉協議会	1
	個人情報保護研修	杉並区社会福祉協議会	2

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	2年度	元年度
	申立て費用助成	0件	0件
	報酬費用助成	5件	2件

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

当センターでは、家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催している。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	<p><親族後見人のための勉強会について></p> <p>令和2年度下半期に開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、通常の勉強会の開催は見合わせた。</p> <p>これに代わるものとして、質問、困っていることや情報共有したいことなどのアンケートを実施し、成年後見制度の最新の動向を含めた『ニュースレター』を発行し、情報提供、共有を図った。</p> <p>また、個別の相談事項には、個別対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親族後見人等アンケート <ul style="list-style-type: none"> 実施日 令和3年1月中旬～下旬 回答者数 19件 (全登録者 29件) ○『後見制度ニュースレター』発行日 令和3年3月5日 ○個別相談件数 3件

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議に出席し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

さらに、令和元年度からの取り組みである成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を再認識し、杉並区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会の実施方法および協議内容を見直した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議 参加回数 3回 ○ 杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との定期業務連絡会 開催回数 12回（原則毎月開催）

	<p>○ 東京都福祉保健局主催の連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援区市町村連絡会 1回 ・東京都と家裁の連絡協議会 1回 ・地域連携ネットワーク会議及び推進機関連絡会 1回 <p>○ 家裁との連絡協議会 1回</p> <p>○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会</p> <p>①後見人部会 令和2年10月2日(金) 午後3時～5時 出席者 8団体 15名 内容 ○成年後見人等からの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等を受任して困ったこと ・成年後見制度に関して課題と感じていること ・意思決定支援を踏まえた後見事務について ・杉並区成年後見センター令和元年度事業実施状況 <p>②地域支援部会 令和2年10月30日(金) 午後3時～5時 出席者 8団体 16名 内容 ○成年後見人等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等との連携にあたって困ったこと ・支援者として後見センターやその他関係機関に期待すること ・成年後見制度に関して課題と感じていること ・意思決定支援について <p>③全体会 令和3年1月27日(水) 午後3時～5時 ※新型コロナウイルス感染予防対策のため中止 予定の内容については令和3年度に改めて開催予定。</p>
--	--

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

令和2年度は、令和元年度より継続の3件から新たな受任案件はなかったため、令和2年度の受任件数は3件である。

事業項目	実施内容																
法人後見業務	○ 法人後見業務 令和2年度の受任件数 3件 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>審判日</th> <th>種別</th> <th>類型</th> <th>主な後見事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19. 12. 26</td> <td>障害者 (精神・知的)</td> <td>後見</td> <td>財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 5</td> <td>障害者 (知的)</td> <td>後見</td> <td>財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き</td> </tr> <tr> <td>R2. 3. 27</td> <td>高齢者 (認知症)</td> <td>補助</td> <td>財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き</td> </tr> </tbody> </table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他	H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き	R2. 3. 27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き
審判日	種別	類型	主な後見事務														
H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他														
H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他 入院手続き														
R2. 3. 27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 施設入所手続き														
	※ 法人後見の現況については、資料2参照。																

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。なお、令和2年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、令和元年度より継続の11件に加え、当年度において新たに5件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和2年度の受任件数は16件となった。

なお、当年度において被後見人の死亡により1件終了したため、令和3年3月末現在の監督人受任件数は15件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和2年度の受任件数 16件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27. 12. 18	高齢者 (認知症)	後見		身上保護面を中心とした後見人支援
	H28. 10. 13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30. 5. 9	高齢者 (脳梗塞後遺症)	補助		
	H30. 8. 14	高齢者 (認知症)	後見		
	H30. 8. 17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31. 2. 24	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 9. 3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 11. 5	高齢者 (脳出血後遺症)	後見		
	R1. 12. 16	障害者 (知的)	後見		
	R1. 12. 26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2. 1. 9	高齢者 (認知症)	後見	令和2年11月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	R2. 8. 18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2. 10. 12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 1. 19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3. 2. 9	高齢者 (認知症)	後見		
R3. 3. 16	高齢者 (認知症)	後見			
※ 後見監督事務の現況については、資料3参照。					

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>2年度</th><th>元年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>41</td><td>52</td></tr></tbody></table>		2年度	元年度	区長申立て事務支援	41	52
	2年度	元年度					
区長申立て事務支援	41	52					

3. 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。